

$$\begin{aligned} & \cdot \text{障害期間率 (}\sim 2002\text{)} W(K, X, T) \\ & = \text{障害対象期間 (}\sim 2002\text{)} W(K, X, T) \div \text{障害対象期間} W(K, X, T) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \cdot \text{障害期間率 (}2003\sim\text{)} W(K, X, T) \\ & = 1 - \text{障害期間率 (}\sim 2002\text{)} W(K, X, T) \end{aligned}$$

#### 4. 遺族給付の推計

○遺族報酬比例部分 ( $\sim 2002$ ) (K, X)

$$\begin{aligned} 1. \quad & \text{組合員全期間計 (K, X, T) が 300 ヶ月 (25 年) 未満の場合} \\ & \text{遺族報酬比例部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X) \\ & = \Sigma T (\text{障害報酬比例部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X, T) * 3 \div 4) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2. \quad & \text{上記以外の場合} \\ & \text{遺族報酬比例部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X) \\ & = \Sigma T (\text{報酬比例部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X, T) * 3 \div 4) \end{aligned}$$

○遺族報酬比例部分 (2003 $\sim$ ) (K, X)

$$\begin{aligned} 1. \quad & \text{組合員全期間計 (K, X, T) が 300 ヶ月 (25 年) 未満の場合} \\ & \text{遺族報酬比例部分 (}2003\sim\text{)} (K, X) \\ & = \Sigma T (\text{障害報酬比例部分 (}2003\sim\text{)} (K, X, T) * 3 \div 4) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2. \quad & \text{上記以外の場合} \\ & \text{遺族報酬比例部分 (}2003\sim\text{)} (K, X) \\ & = \Sigma T (\text{報酬比例部分 (}2003\sim\text{)} (K, X, T) * 3 \div 4) \end{aligned}$$

○遺族職域加算部分 ( $\sim 2002$ ) (K, X)

$$\begin{aligned} 1. \quad & \text{組合員全期間計 (K, X, T) が 300 ヶ月 (25 年) 未満の場合} \\ & \text{遺族職域加算部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X) \\ & = \Sigma T (\text{障害職域加算部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X, T) * 3 \div 4) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 2. \quad & \text{上記以外の場合} \\ & \text{遺族職域加算部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X) \\ & = \Sigma T (\text{職域加算部分 (}\sim 2002\text{)} (K, X, T) * 3 \div 4) \end{aligned}$$

○遺族職域加算部分 (2003 $\sim$ ) (K, X)

$$\begin{aligned} 1. \quad & \text{組合員全期間計 (K, X, T) が 300 ヶ月 (25 年) 未満の場合} \\ & \text{遺族職域加算部分 (}2003\sim\text{)} (K, X) \\ & = \Sigma T (\text{障害職域加算部分 (}2003\sim\text{)} (K, X, T) * 3 \div 4) \end{aligned}$$

2. 上記以外の場合

遺族職域加算部分 (2003~) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{職域加算部分 (2003~) (K, X, T)} * 3 \div 4)$$

○遺族公務上職域加算部分 (~2002) (K, X)

1. (遺族報酬比例部分 ((~2002) + (2003~)) (K, X, T) + 遺族職域基本額W (K, X, T)) が最低保障額遺族公務上 (K, X) より小さい場合  
遺族公務上職域加算部分 (~2002) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{最低保障額遺族公務上 (K, X, T)} * \text{遺族報酬比例部分 (~2002) 率W (K, X, T)} - \text{遺族報酬比例部分 (~2002) (K, X, T)})$$

※但し、遺族報酬比例部分 (~2002) 率W (K, X, T) は以下の計算で算出する。

$$\begin{aligned} & \text{遺族報酬比例部分 (~2002) 率W (K, X, T)} \\ &= \text{遺族報酬比例部分 (~2002) (K, X, T)} \\ & \div \text{遺族報酬比例部分 ((~2002) + (2003~)) (K, X, T)} \end{aligned}$$

2. 上記以外の場合

遺族公務上職域加算部分 (~2002) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{遺族職域基本額 (~2002) W (K, X, T)})$$

○遺族公務上職域加算部分 (2003~) (K, X)

1. (遺族報酬比例部分 ((~2002) + (2003~)) (K, X, T) + 遺族職域基本額W (K, X, T)) が最低保障額遺族公務上 (K, X) より小さい場合  
遺族公務上職域加算部分 (2003~) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{最低保障額遺族公務上 (K, X, T)} * \text{遺族報酬比例部分 (2003~) 率W (K, X, T)} - \text{遺族報酬比例部分 (2003~) (K, X, T)})$$

※但し、遺族報酬比例部分 (2003~) 率W (K, X, T) は以下の計算で算出する。

$$\begin{aligned} & \text{遺族報酬比例部分 (2003~) 率W (K, X, T)} \\ &= 1 - \text{遺族報酬比例部分 (~2002) 率W (K, X, T)} \end{aligned}$$

2. 上記以外の場合

遺族公務上職域加算部分 (2003~) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{遺族職域基本額 (2003~) W (K, X, T)})$$

○遺族公務上職域基本額 (~2002) W (K, X, T)

$$\begin{aligned} &= \text{年金算定平均標準報酬 (~2002) (K, X, T)} * 0.003206 \\ & * \text{障害対象期間 (~2002) W (K, X, T)} \div 12 * \text{年金改定率W (K, X)} \end{aligned}$$

○遺族公務上職域基本額 (2003~) W (K, X, T)

$$\begin{aligned} &= (\text{年金算定平均標準報酬 (K, X, T)} + \text{ボーナスの金額 (K, X, T)}) \\ & * 0.002466 * \text{障害対象期間 (2003~) W (K, X, T)} \div 12 \\ & * \text{年金改定率W (K, X)} \end{aligned}$$

○遺族公務上職域基本額W (K, X, T)

$$= \text{遺族公務上職域基本額} (\sim 2002) W (K, X, T) \\ + \text{遺族公務上職域基本額} (2003\sim) W (K, X, T)$$

○遺族公務調整額 ( $\sim 2002$ ) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{年金算定平均標準報酬} (\sim 2002) (K, X, T) * 0.003206 \\ * \text{遺族期間} (\sim 2002) W (K, X, T) \div 12) * \text{年金改定率} W (K, X)$$

○遺族公務調整額 (2003 $\sim$ ) (K, X)

$$= \Sigma T ((\text{年金算定平均標準報酬} (K, X, T) + \text{ボーナスの金額} (K, X, T)) \\ * 0.002466 * \text{遺族期間} (2003\sim) W (K, X, T) \div 12) \\ * \text{年金改定率} W (K, X)$$

○転給遺族報酬比例部分 ( $\sim 2002$ ) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{報酬比例部分} (\sim 2002) (K, X, T) * 3 \div 4)$$

○転給遺族報酬比例部分 (2003 $\sim$ ) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{報酬比例部分} (2003\sim) (K, X, T) * 3 \div 4)$$

○転給遺族職域加算分 ( $\sim 2002$ ) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{職域加算分} (\sim 2002) (K, X, T) * 3 \div 4)$$

○転給遺族職域加算分 (2003 $\sim$ ) (K, X)

$$= \Sigma T (\text{職域加算分} (2003\sim) (K, X, T) * 3 \div 4)$$

・遺族期間 ( $\sim 2002$ ) W (K, X, T)

$$= \text{組合員期間} (\sim 2002) W (K, X, T) * 300 \div \text{組合員全期間計} (K, X, T)$$

・遺族期間 (2003 $\sim$ ) W (K, X, T)

$$= 300 - \text{遺族期間} (\sim 2002) W (K, X, T)$$

・子無しの割合W (K, X)

1. 男性の場合

$$\text{子無しの割合} W (K, X) = 1 - \text{有子の妻該当者割合} (X)$$

2. 女性の場合

$$\text{子無しの割合} W (K, X) = 0$$

・加給年金 (K, X)

1. 年齢が40歳以上かつ65歳未満の場合

加給年金 (K, X)

$$= \text{遺族妻加算額} (K, X) * \text{子無しの割合} W (K, X) * \text{受給者数} (K, X)$$

2. 年齢が65歳以上の場合

(1) 生年度が1955年(昭和30年)より大きい場合

$$\text{加給年金} (K, X) = 0$$

(2) 上記以外の場合

加給年金 (K, X)

$$\begin{aligned} &= (\text{遺族妻加算額 (K, X)} - \text{基礎年金額単価 (K, X)}) \\ &\quad * 40\text{年} * 12\text{ヶ月} * \text{経過的割合W (X)} \\ &\quad * \text{子無しの割合W (K, X)} * \text{受給者数 (K, X)} \end{aligned}$$

※計算結果がマイナスになった場合、ゼロを設定する。

※経過的割合W (X) は妻の生年月日により設定する。

$$\text{加給年金額 (K, X)} = \text{加給年金 (K, X)}$$

#### IV. 受給者・年金額の推計

※ Σ〇は「〇」をキーに加算することを意味します。

K : 年度  
X : 年齢  
I : 年金種別  
T : 組合員期間 (T年度以上(T+1)年度未満を意味する)

・生存率 (K, X)

1. 年金種別が退職共済年金 (除く在職受給)、待機者、退職年金、通算退職年金、減額退職年金の場合

生存率 (K, X)

$$= 1 - (\text{退職共済年金失権率 (K-1, X-1)} + \text{退職共済年金失権率 (K, X)}) \div 2$$

2. 年金種別が障害共済年金、障害年金の場合

生存率 (K, X)

$$= 1 - (\text{障害共済年金失権率 (K-1, X-1)} + \text{障害共済年金失権率 (K, X)}) \div 2$$

3. 上記以外の場合

生存率 (K, X)

$$= 1 - (\text{遺族共済年金失権率 (K-1, X-1)} + \text{遺族共済年金失権率 (K, X)}) \div 2$$

※上記計算で該当の失権率の前年度末年齢 (K, X), 前年度末年齢 (K+1, X+1) のいずれかが1の場合、ゼロを設定する。

・失権率 (K, X)

$$= 1 - \text{生存率 (K, X)}$$

・失権者数 (K, X)

$$= \text{受給者数 (K-1, X-1)} * \text{失権率 (K, X)}$$

・受給者数 (K, X)

$$= \text{受給者数 (K-1, X-1)} - \text{失権者数 (K, X)}$$

・追加費用率W (K, X, I)

$$= \text{組合員期間施行日前 (K, X, I)} \div \text{組合員全期間計 (K, X, I)}$$

ただし、退職共済年金の特別支給年金→本来支給年金へ移行者の場合

追加費用率W (K, X, I)

$$= \frac{\text{65歳未満年金額 (K, X, I)} * \text{組合員期間施行日前 (K, X, I)}}{\text{組合員全期間計 (K, X, I)} \div \text{65歳以上年金額 (K, X, I)}}$$

・旧共済年金該当者追加費用 (K, I)

$$= \Sigma X (\text{旧共済年金対象額追加費用 (K-1, X-1, I)} \\ + \text{旧共済年金対象額追加費用 (K, X, I)}) * 0.5$$

・旧共済年金該当者非追加費用 (K, I)

$$= \Sigma X (\text{旧共済年金対象額非追加費用 (K-1, X-1, I)} \\ + \text{旧共済年金対象額非追加費用 (K, X, I)}) * 0.5$$

・新共済年金該当者追加費用

1. 年金種別が退職共済年金、待機者、退職年金、通算退職年金、減額退職年金の場合で、年齢が65歳未満の場合

(1) 年金種別が受給権者、退職共済年金（繰上げ支給）、待機者、減額退職年金以外でかつ、年齢が全額支給開始年齢Wの場合

新共済年金該当者追加費用 (K, I)

$$= \Sigma X (\text{新共済年金対象額定額部分 (K-1, X-1, I)} \\ + \text{新共済年金対象額定額部分 (K, X, I)} * 3 \\ + \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K-1, X-1, I)} \\ + \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K, X, I)} * 3 \\ + \text{新共済年金対象額職域金額 (K-1, X-1, I)} \\ + \text{新共済年金対象額職域金額 (K, X, I)} * 3 \\ + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K-1, X-1, I)} \\ + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K, X, I)} * 3) \\ \div 8 \\ * \text{追加費用率 (K, X, I)}$$

(2) (1) 以外の場合

新共済年金該当者追加費用 (K, I)

$$\begin{aligned} &= \Sigma X \text{ (新共済年金対象額定額部分 (K-1, X-1, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額定額部分 (K, X, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K-1, X-1, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K, X, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額職域金額 (K-1, X-1, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額職域金額 (K, X, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K-1, X-1, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K, X, I)}) \\ &\quad * 0.5 \\ &\quad * \text{追加費用率 (K, X, I)} \end{aligned}$$

2. 年金種別が退職共済年金、待機者、退職年金、通算退職年金、減額退職年金の場合で、年齢が65歳の場合

65歳未満金額 (K, X, I)

$$\begin{aligned} &= \text{(新共済年金対象額定額部分 (K-1, X-1, I) * 3} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額定額部分 (K, X, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K-1, X-1, I) * 3} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K, X, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額職域金額 (K-1, X-1, I) * 3} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額職域金額 (K, X, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K-1, X-1, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K, X, I) * 3)} \\ &\quad \div 8 \\ &\quad * \text{追加費用率 (K, X, I)} \end{aligned}$$

65歳以上金額 (K, X, I)

$$\begin{aligned} &= \text{(新共済年金対象額報酬比例金額 (K-1, X-1, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K, X, I) * 3} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額職域金額 (K-1, X-1, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額職域金額 (K, X, I) * 3} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K-1, X-1, I) * 3} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額加給年金額 (K, X, I)} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額経過の加算額 (K-1, X-1, I) * 3} \\ &\quad + \text{新共済年金対象額経過の加算額 (K, X, I)}) \\ &\quad \div 8 \\ &\quad * \text{追加費用率 (K, X, I)} \end{aligned}$$

新共済年金該当者追加費用 (K, I)

$$= \Sigma X \text{ (65歳未満金額 ((K, X, I) + 65歳以上金額 (K, X, I))}$$

### 3 前記1. 及び2. 以外の場合

新共済年金該当者追加費用 (K, I)

$$\begin{aligned} &= \Sigma X ((\text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K-1, X-1, I)} \\ &+ \text{新共済年金対象額報酬比例金額 (K, X, I)} \\ &+ \text{新共済年金対象額職域金額 (K-1, X-1, I)} \\ &+ \text{新共済年金対象額職域金額 (K, X, I)} \\ &+ \text{新共済年金対象額加給年金額 (K-1, X-1, I)} \\ &+ \text{新共済年金対象額加給年金額 (K, X, I)} \\ &+ \text{新共済年金対象額経過的加算額 (K-1, X-1, I)} \\ &+ \text{新共済年金対象額経過的加算額 (K, X, I)}) \\ &* 0.5 \\ &* \text{追加費用率 (K, X, I)} \end{aligned}$$

新共済年金該当者非追加費用 (K, I)

$$= \text{給付額 (K, I)} - \text{新共済年金該当者追加費用 (K, I)}$$

## V. 基礎年金拠出金等の推計

基礎年金拠出金 = 基礎年金拠出金単価 × (第2号被保険者数 + 第3号被保険者数)

なお、基礎年金拠出金単価、基礎年金交付金、年金保険者拠出金は厚生労働省より頂いたデータを使用した。

## VI. その他支出（事務費）の推計

平成19年法改正により、長期給付事務に要する費用を長期経理から業務経理へ繰り入れる繰入金について財政再計算の対象となったことに伴い、将来の組合員数と年金受給者数が増減することによる事務量の増減及び経済状況の変化による費用の増減を考慮するように将来計算を行った。

## VII. 国庫負担の推計

$$\text{国庫・公経済負担} = \text{基礎年金拠出金} \times (1 \div 2)$$

$$\text{追加費用} = \text{新共済年金該当者追加費用} + \text{旧共済年金該当者追加費用}$$

## VIII. 保険料の設定

### ○ 有限均衡方式

均衡期間の終了年度（平成117年度）における積立度合が1倍となるよう毎年の保険料率を0.354%引き上げ、積立度合が1倍になるような保険料率を決定し、千分率で小数点以下を切り上げ最終保険料率を算定した。

## IX. 財政見通しの作成

### ○ 収入計（以下の項目の合計）

- ・ 掛金  
総報酬額（育児休業者分を除く）×保険料率（年間平均）÷2
- ・ 負担金  
総報酬額（育児休業者分を除く）×保険料率（年間平均）÷2 + 公務上給付費
- ・ 追加費用  
前掲（国庫負担の推計）のとおりに
- ・ 国庫・公経済負担  
前掲（国庫負担の推計）のとおりに
- ・ 基礎年金交付金  
前掲（基礎年金拠出金等の推計）のとおりに
- ・ 運用収入  
前年度積立金×（1+運用利回り）+ {収入計（財政調整拠出金を除く）  
－支出計（財政調整拠出金を除く）} × {(1+運用利回り)<sup>0.5</sup> - 1}
- ・ 財政調整拠出金収入A  
②国共済・地共済の財政調整の仕組みの適用方法参照
- ・ 財政調整拠出金収入B  
②国共済・地共済の財政調整の仕組みの適用方法参照

### ○ 支出計（以下の項目の合計）

- ・ 給付費  
前掲（年金の種類ごとの受給者数及び給付費の推計（年金給付費））のとおりに
- ・ 基礎年金拠出金  
前掲（基礎年金拠出金の推計）のとおりに
- ・ 年金保険者拠出金  
前掲（基礎年金拠出金の推計）のとおりに
- ・ 財政調整拠出金A  
②国共済・地共済の財政調整の仕組みの適用方法参照
- ・ 財政調整拠出金B  
②国共済・地共済の財政調整の仕組みの適用方法参照

### ○ 積立金

前年度積立金 + 当年度収支残（収入計 - 支出計）



### (3) 具体的な推計方法

#### ① 有限均衡方式への対応

1. 有限均衡期間の最終年度は、厚生年金と同様平成 117 年度とした。
2. 毎年の保険料率の引上げ幅は、厚生年金と同様 0.354%とした。
3. 最終年度の積立度合は 1 倍とし、最終保険料率は、千分率で小数点以下を切上げて設定した。

#### ② 国共済・地共済の財政調整の仕組みの適用方法

財政再計算は、国共済と地共済の財政単位の一元化を前提として行っていることから、一つの財政の中での額のやり取りに過ぎない国・地共済間の財政調整は、財政再計算には全く影響を与えない。

なお、参考推計として国共済、地共済ごとの財政見通しを作成しているが、ここでの財政調整については、法律に基づき次のように対応した。

#### ・費用負担の平準化のための財政調整

費用負担の平準化のための財政調整については、以下のとおり計算した。

$$\text{㊦共済の独自給付費用の率} < \text{㊧共済の独自給付費用の率}$$

であるとき、

$$\frac{\text{㊦共済の独自給付費用} + \alpha}{\text{㊦共済の総報酬額}} = \frac{\text{㊧共済の独自給付費用} - \alpha}{\text{㊧共済の総報酬額}}$$

「費用負担平準化のための財政調整拠出金」の額は上の式を満たす  $\alpha$  の額となる。

$$\alpha = \frac{\text{㊦共済の独自給付費用} \times \text{㊧共済の総報酬額} - \text{㊧共済の独自給付費用} \times \text{㊦共済の総報酬額}}{\text{㊦共済の総報酬額} + \text{㊧共済の総報酬額}}$$

#### ・年金給付に支障を来たさないための財政調整

年金給付に支障を来たさないための財政調整については、以下のとおり計算した。

「年金給付に支障を来たさないための財政調整拠出金」の額は、黒字の共済が赤字の共済に対し、その赤字分を拠出するものであることから、原則として当該赤字額としている。

ただし、「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」を拠出したことにより赤字になった分は、ここでの「赤字」とは見なさない。